

令和 7 年（2025年） 6 月10日

横須賀市議会議長 加 藤 眞 道 様

議会基本条例検証特別委員長 青 木 秀 介

議会基本条例検証特別委員会最終審査報告書

本委員会に付託された付議事件について、本日をもって審査を終了し、委員会規則第19条の規定により、別冊の議会基本条例検証結果報告書のとおり報告します。

また、検証の結果、下記のとおり決定しましたので、あわせて報告します。

記

- 1 以下の条例及び要綱を別紙 1 のとおり改正する。
 - (1) 横須賀市議会基本条例
 - (2) 横須賀市議会委員会条例
 - (3) 横須賀市議会通年議会実施要綱
 - (4) 横須賀市議会予算決算常任委員会運営要綱
- 2 以下について、今後の運用の変更やさらなる取組の推進、新たな仕組みの構築に係る検討が必要な事項として提言する。
 - (1) 請願及び陳情に関する周知及び意見陳述の在り方について
市政に関する市民からの直接的な政策提言の手法である請願及び陳情の仕組みを、さらに市民に周知する方策を検討するとともに、制度の趣旨を踏まえた効果的な意見陳述の在り

方を検討されたい。

(2) 議決事件の追加について

議事機関の機能強化という条文の趣旨を踏まえて、改めて議決事件として追加すべき案件があるかどうか検討されたい。

(3) 議会基本条例の継続的な検証について

議員任期中に議会基本条例の検証を行う旨条例に規定されることを踏まえて、効果的な検証の仕組みを検討されたい。

議会基本条例改正案

現行	改正案
目次 第1章 総則（第1条―第5条） 第2章 議会の活動原則（第6条―第8条） 第3章 議員の活動原則（第9条―第11条） 第4章 市民と議会の関係（第12条―第15条） 第5章 議会と市長等との関係（第16条―第19条） 第6章 議会の機能強化（第20条―第27条） 第7章 議会改革の推進（第28条・第29条） 第8章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条） 第9章 議会局等（第32条・第33条） 第10章 継続的な検討（第34条）	目次 第1章 総則（<u>第1条・第2条</u>） 第2章 <u>基本原則（第3条―第6条）</u> 第3章 <u>議会運営等（第7条―第11条）</u> 第4章 市民と議会の関係（第12条―第15条） 第5章 議会と市長等との関係（第16条―第19条） 第6章 <u>議会の機能強化及び議会改革の推進（第20条―第29条）</u> 第7章 <u>議員の身分及び待遇（第30条・第31条）</u> 第8章 <u>議会局等（第32条・第33条）</u> 第9章 <u>継続的な検証（第34条）</u>
（目的） 第1条 この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この<u>議会基本</u>条例（以下「この条例」という。）は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
（通年議会） 第4条 （略）	（通年議会） 第<u>7</u>条 （略）

(議員定数) 第 5 条 (略)	(議員定数) 第 <u>8</u> 条 (略)
(議会の活動原則) 第 6 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) ～ (5) (略)	(議会の活動原則) 第 <u>4</u> 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) ～ (5) (略) <u>(6) ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。</u>
(委員会) 第 7 条 (略)	(委員会) 第 <u>9</u> 条 (略)
(災害時の対応) 第 8 条 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。	(災害時<u>等</u>の対応) 第 <u>10</u> 条 議会は、<u>災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態</u>が起きたとき又はそのおそれがあるときは、<u>市長等と協力し、</u>市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 <u>災害等による不測の事態が生じた際</u>における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。
(議員の活動原則) 第 9 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) (略) (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。 (3) (略)	(議員の活動原則) 第 <u>5</u> 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) (略) (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために<u>議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み</u>、積極的な調査研究その他の活動を通じて、<u>これを適切に行使すること。</u> (3) (略)

(会派) 第 10 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。	(会派) 第 <u>11</u> 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派<u>等</u>と合意形成に努めるものとする。
(議員の政治倫理) 第 11 条 (略)	(議員の政治倫理) 第 <u>6</u> 条 (略)
(情報の公開等) 第 12 条 (略) 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 3 (略) 4 (略)	(情報の公開等) 第 12 条 (略) 2 議会は、<u>全て</u>の会議を原則として公開するものとする。 3 (略) 4 (略)
(請願及び陳情) 第 13 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 (略)	(請願及び陳情) 第 13 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策<u>提言</u>と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 (略)
(市民参加) 第 14 条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。	(市民参加) 第 14 条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策<u>提言</u>の機会の拡大を図るものとする。 <u>2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・</u>

	<u>コメント手続を有効に活用するものとする。</u> <u>3 パブリック・コメント手続の実施</u> <u>に関し必要な事項は、別に定める。</u>
(議決事件の追加) 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 (略)	(議決事件の追加) 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により <u>必要に応じて</u> 議決事件の追加を検討するものとする。 2 (略)
(調査研究機関の設置) 第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。 3 第 1 項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(<u>専門的知見の活用</u>) 第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、 <u>学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。</u> <u>2 (削除)</u> <u>3 (削除)</u>
(交流及び連携の推進) 第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	(交流及び連携の推進) 第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、 <u>学術研究機関等</u> との交流及び連携を推進するものとする。
(議員報酬等) 第 31 条 (略) 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。	(議員報酬等) 第 31 条 (略) 2 第 <u>8</u> 条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。
(継続的な検討) 第 34 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の	(継続的な <u>検証</u>) 第 34 条 議会は、 <u>一般選挙を経た任期中に、</u> 市民の意見、社会情勢の変

変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 （略）	化等を勘案し、<u>この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め</u>所要の措置を講ずるものとする。 2 （略）
---	---

章立て改正案

【現行】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(通年議会)
	第5条(議員定数)
第2章 議会の活動原則	
	第6条(議会の活動原則)
	第7条(委員会)
	第8条(災害時の対応)
第3章 議員の活動原則	
	第9条(議員の活動原則)
	第10条(会派)
	第11条(議員の政治倫理)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(調査研究機関の設置)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
第7章 議会改革の推進	
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第8章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第9章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第10章 継続的な検討	
	第34条(継続的な検討)

【改正案】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
第2章 基本原則	
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(議会の活動原則)
	第5条(議員の活動原則)
	第6条(議員の政治倫理)
第3章 議会運営等	
	第7条(通年議会)
	第8条(議員定数)
	第9条(委員会)
	第10条(災害時等の対応)
	第11条(会派)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(専門的知見の活用)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第7章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第8章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第9章 継続的な検証	
	第34条(継続的な検証)

議会基本条例の章立ての改正に伴うその他条例及び要綱の改正案

【委員会条例】

現行	改正案
(常任委員会の委員の所属、定数及び所管) 第1条 (略) 2 横須賀市議会基本条例(平成22年横須賀市条例第38号。以下「基本条例」という。)第7条第2項に規定する常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。この場合において、前項ただし書の規定により議長が常任委員にならないときは、当該常任委員会の定数は、次に掲げる人数から1人を減じた人数とする。 (以下略)	(常任委員会の委員の所属、定数及び所管) 第1条 (略) 2 横須賀市議会基本条例(平成22年横須賀市条例第38号。以下「基本条例」という。)第<u>9</u>条第2項に規定する常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。この場合において、前項ただし書の規定により議長が常任委員にならないときは、当該常任委員会の定数は、次に掲げる人数から1人を減じた人数とする。 (以下略)
(議会運営委員会等の定数) 第2条 基本条例第7条第2項に規定する議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、10人とする。 2 基本条例第7条第3項に規定する特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決により決定する。	(議会運営委員会等の定数) 第2条 基本条例第<u>9</u>条第2項に規定する議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、10人とする。 2 基本条例第<u>9</u>条第3項に規定する特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決により決定する。

【通年議会実施要綱】

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この要綱は、横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第4条第1項の規定により議会の定例会の回数を年1回とし、その会期を通年として会議を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第<u>7</u>条第1項の規定により議会の定例会の回数を年1回とし、その会期を通年として会議を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

【予算決算常任委員会運営要綱】

現行	改正案
(分科会の設置等) 第1条 (略) 2 予算決算常任委員会の委員は、当該委員が所属する横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第7条第2項第1号から第4号までに規定する常任委員会（以下「部門別常任委員会」という。）及び特別委員会に対応する分科会が設置された場合は、当該委員会に対応する分科会に、それぞれ所属するものとする。 (以下略)	(分科会の設置等) 第1条 (略) 2 予算決算常任委員会の委員は、当該委員が所属する横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）第<u>9</u>条第2項第1号から第4号までに規定する常任委員会（以下「部門別常任委員会」という。）及び特別委員会に対応する分科会が設置された場合は、当該委員会に対応する分科会に、それぞれ所属するものとする。 (以下略)